

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ビックカメラ		コード	3048
提出日	2024/11/29	異動(予定)日	2024/11/21	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である南繁芳氏の役員の属性について訂正のため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	利光 剛	社外取締役	○														○		有
2	徳田 潔	社外取締役	○											△					有
3	中村 勝	社外取締役									○								
4	小笠原 倫明	社外取締役	○														○		有
5	岸本 裕紀子	社外取締役	○														○		有
6	砂山 晃一	社外取締役	○								△								有
7	南 繁芳	社外取締役	○											△				訂正・変 更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		経営者として、また弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の客観性や中立性の観点から監督いただくため社外取締役に選任しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として指定いたします。
2	過去に、当社の主要株主である㈱テレビ東京の業務執行者でありました(2016年6月~2019年6月)。	経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営の客観性や中立性の観点から監督いただくため社外取締役に選任しております。 本人は当社の主要株主である㈱テレビ東京の業務執行者でありましたが、既に本人は同社を退き、現在は同社のグループ会社の嘱託(技術部門アドバイザー)の地位でありますので、同社が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として指定いたします。
3	現在において、当社の主要な取引先(借入先)である㈱三井住友銀行の業務執行者であります。	
4		総務省における要職の歴任や複数の上場企業における社外取締役等としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営の客観性や中立性の観点から監督いただくため社外取締役に選任しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として指定いたします。
5		学識経験者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の客観性や中立性の観点から監督いただくため社外取締役に選任しております。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として指定いたします。
6	過去に、当社の主要な取引先(借入先)である㈱みずほ銀行(旧 富士銀行)の業務執行者でありました。	経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営の客観性や中立性の観点から監督いただくため社外取締役に選任しております。 当社はみずほ銀行に対し、借入金残高を有しておりますが、既に本人は同行の業務執行者としての役割を退いており、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として指定いたします。
7	過去に、当社の取引先(借入先)である㈱群馬銀行の業務執行者でありました。	経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営の客観性や中立性の観点から監督いただくため社外取締役に選任しております。 当社は群馬銀行に対し、借入金残高を有しておりますが、既に本人は同行の業務執行者としての役割を退いており、同行が当人を通じて当社の経営の意思決定に対して影響を与えることはございません。 当社は、独立役員の属性として、東京証券取引所の属性の判断に則り、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程436条の2に定める独立役員として指定いたします。

#### 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。